

WebCADD.com レンタルサービス利用契約約款(法人契約用)

お客様は「ソフトウェア(CADWe'II 土木)使用許諾契約書」及び『WebCADD.com「利用規約」』に同意の上、本約款を遵守して弊社製品『CADWe'II 土木』(以下「本製品」)を利用することとします。

「総則」

1. 約款の適用
株式会社ダイテック(以下「弊社」という)は WebCADD.com レンタルサービス利用契約約款(以下「本約款」という)をここに定め、本契約に基づき、インターネットを利用したアプリケーションのレンタルサービス(以下「本サービス」という)を提供します。
2. 約款の変更
弊社は、本約款を変更するときは、契約者に対しその旨を通知します。本約款が変更された後の本サービスに係る契約条件は、変更後の本約款によります。
3. ソフトウェアの使用許諾の遵守
本サービスにおいて契約者は、契約者の使用する弊社アプリケーションソフトの使用許諾を遵守するものとします。

「サービスの内容等」

4. サービスの内容
本サービスの内容は、以下の通りとします。
(1) サービス: インターネットを利用したアプリケーションレンタルサービス
(2) 内容 : 弊社にて用意したアプリケーションソフトをインターネット経由で利用できるサービス
5. サービスの提供区域
弊社が本契約で提供する本サービスの提供区域は、日本国内のみとします。
6. 所有権
プログラム・マニュアル・その他関連図書(以下関連図書という)の所有権は弊社に属します。
7. 使用权の範囲
(1) プログラムにおける著作権及びその他権利のすべては弊社に帰属しており、弊社は契約者にプログラムの使用权を与えるものとします。
(2) 契約者は、本サービス利用中及び本サービス利用終了後も、事前に文書による弊社の同意を得ない限り、弊社の提供したプログラム及び関連図書をいかなる形においても第三者に提供あるいは使用させることはできないものとします。

「利用契約の締結等」

8. 契約期間
本サービスの契約期間は、「10. 利用の申込」、「11. 契約者の登録」の規定により、弊社が申込の承諾を行ってから契約者が弊社指定の書面もしくはツールにより契約の解除を申し出るまでの間とします。
9. 権利の譲渡制限
契約者が本サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡することはできません。
10. 利用の申込
本サービスの利用申込は、当該利用内容を特定するために必要な事項を記載した弊社所定の利用申込書を提出し、別途料金表に定める保証金を弊社に預けるものとします。
なお、契約者が「21. 契約者の解除」の規定により、本サービスの契約の解除を申し出たときには保証金を契約者に返却もしくは、本契約に基づく料金等、任意に充当できるものとします。ただし、当該保証金には利息をつけません。
11. 契約者の登録
弊社は、前条の利用申込を行った者を契約者として登録します。但し、以下の各号のいずれかに該当している場合は、申込を承諾しない場合があります。また、弊社が申込を承諾した後であっても、契約者が以下の各号のいずれかに該当していることが判明した場合は、契約者資格を取り消すことがあります。
① 過去に規約違反等により、本サービスもしくは弊社の他のサービスについて資格を取り消されたことがある場合
② 当該申込に係わるサービス契約上の債務の支払いを怠る恐れがあるとき
③ 申込内容に虚偽、記入漏れ、誤記がある場合
④ 弊社又は本サービスの信用を毀損する恐れがある態様で当該サービスを利用する恐れがある場合
⑤ 本サービスの契約者が「18. サービスの停止」に該当するとき
⑥ 本サービスの契約者が「20. 弊社の解除」に該当するとき
⑦ その他弊社が契約者として不適切と判断した場合
12. 変更の届け出
契約者は、次の各号の事項に変更が生じた場合は、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えて、その旨を届け出るものとします。
① 氏名又は名称
② 住所又は所在地
③ 利用料金支払方法又は当該支払いに必要なその他の情報
④ 各サービス利用の際に弊社に届け出た事項

⑤ 前号の他、契約者が弊社に届け出た事項

「契約者の義務」

13. アクセス回線の契約

契約者は、本サービスを利用するにあたり、自己の責任において、電気通信事業者とアクセス回線について契約するものとします。

14. 技術基準の維持

契約者は、本サービスの利用にあたり設置した通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアを本サービスの技術基準に適合するように維持するものとします。

15. ユーザID及びパスワード

本サービスを利用するにあたり、ユーザID、パスワードは、契約者自身が設定するものとします。

- ① 契約者は、自身が設定したユーザID、パスワードの管理責任を負うものとします。
- ② 契約者は、ユーザID、パスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更などを行うことはできません。
- ③ 契約者は、ユーザID、パスワードが盗用され又は盗用される可能性があることが判明した場合には、直ちに弊社にその旨を連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

「利用の制限、中止及び停止ならびにサービスの廃止」

16. サービスの制限

弊社は、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生する恐れがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

17. サービスの中止

- (1) 弊社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。
 - ① 弊社が設置あるいは接続するサービス用施設の保守作業のためやむを得ないとき
 - ② 弊社が設置あるいは接続するサービス用施設の障害等やむを得ない事由があるとき
- (2) 弊社は、前項の規定によりサービスの提供を中止するときは、弊社が適当と判断する方法で事前に契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

18. サービスの停止

- (1) 弊社は、契約者が次の各号に該当するときは、契約者に対する当該サービスの提供を停止することがあります。
 - ① 本サービス契約上の債務の支払を滞り、又は滞る恐れがあることが明らかであるとき
 - ② 本サービスの契約内容に虚偽の事実があることが判明したとき
 - ③ 公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
 - ④ 弊社が提供するサービスの利用者に対し、重大な支障を与える恐れがあるとき
 - ⑤ 「11. 契約者の登録」の契約者資格の取消しに該当するとき
 - ⑥ 「12. 変更の届け出」の規定に違反したとき
- (2) 弊社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

19. サービスの廃止

- (1) 弊社は、都合により本サービスの一部ないしは全部を廃止することがあります。
- (2) 弊社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止3ヶ月前までにその旨を通知します。
- (3) 契約者は、第1項のサービスの廃止があったときは、弊社に請求することにより当該廃止に係わるサービスに代えて他の種類のサービスを受けることができます。

「契約の解除」

20. 弊社の解除

- (1) 弊社は、次に掲げる各号に該当するときは、弊社はお客様に催告することなく即座に本サービス利用契約を解除することがあります。
 - ① 「18. サービスの停止(1)」の規定により、本サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止の日から1ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき
 - ② 「18. サービスの停止(1)」に該当する行為が、悪意によるものと判断できるとき
 - ③ 「18. サービスの停止(1)」の事由がある場合において、当該事由が弊社の業務に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき
 - ④ 契約者が、強制執行、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受け、または国税徴収法による滞納処分を受けたとき
 - ⑤ 契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、整理開始、または特別清算開始の申立てを受けたとき
 - ⑥ 契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、整理開始、または特別清算開始を申立てたとき
 - ⑦ 契約者が、自己振出手形に対する不渡り処分により銀行取引停止処分を受け、または支払停止もしくは支払不能の状態となったとき
 - ⑧ お客様自らとその役員または従業員が、暴力団を始めとする反社会的勢力であることが判明したとき、反社会的勢力と関与もしくは取引を行ったことが判明したとき、もしくは自らまたは第三者を利用し暴力行為等の違法行為をしたことが判明したとき

21. 契約者の解除

- (1) 契約者は、弊社に対して、契約ごとに弊社指定の解約申込書もしくはツール等で通知することにより、本サービスの契約を解除することができます。
- (2) 契約者は、前項の規定に拘わらず、「16. サービスの制限」又は「17. サービスの中止(1)」の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係わる契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が弊社に到着した日にその効力が生じるものとします。
- (3) 「19. サービスの廃止(1)」の規定により本サービスの一部又は全部が廃止されたとき（「19. サービスの廃止(3)」の規定により、他の種類のサービスへの変更が合った場合を除きます）は、当該廃止の日に当該サービスの契約が解除されたものとします。

「料金等」

22. 料金の適用

本サービスの各種料金は、別途定める料金表の通りとします。

23. 料金の計算方法

- (1) 本サービス料金は、外税方式とし別途消費税等相当額を支払うものとします。
- (2) 本サービスのうち、契約締結日が月の途中となる場合の計算方法は下記の通りとします。
 - ① 月額固定制の場合は、月額料金を当該月の日数分で日割り計算します。
 - ② 時間従量制の場合は、月額基本料金を当該月の日数分で日割り計算します。
 - ③ 日割り計算で発生した1円未満の端数は、四捨五入とします。
- (3) 時間従量制における1日の利用料計算方法は下記の通りとします。
 - ① 1ヶ月の利用時間を合計し、1時間当たりの利用料を乗じて利用料を計算します。
 - ② 利用時間が1時間に満たない場合は、0.1時間(6分)単位で計算します。
 - ③ 0.1時間(6分)未満の端数は切り上げとします。
 - ④ 0.1時間(6分)単位の計算で発生した1円未満の端数は四捨五入とします。
- (4) 契約解約については、契約解約日は必ず月末の設定となるため、契約解約申込みが月の途中であっても日割りでの料金計算はしません。

24. 料金の支払方法

料金については、弊社が定める支払方法により支払うものとします。

「損害賠償」

25. 責任の制限

- (1) 弊社の責に帰すべき事由によりサービスの全てが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同程度の状態を含みます)が生じた場合において、弊社が当該状態の発生を知った時から連続して24時間以上の時間(以下、「利用不能時間」という)当該状態が継続したときは、弊社は契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下、切り捨て)にサービスの月額料金の30分の1を乗じて算出した額を賠償するものとし、当該金額をサービス料金から減額する方法によって精算するものとします。但し、当該請求を行い得ることとなった日から1ヶ月を経過する日までに、契約者が当該請求をしなかったときは、契約者は、本項に基づく権利を失うものとします。
- (2) 前項の他、弊社は、弊社の責に帰すべき事由によって、契約者に直接かつ現実に発生した損害に限って責任を負うものとします。また、弊社の責任は、1ヶ月の利用料相当額を上限とし、それを超える額については免責されるものとします。また、弊社は、契約者に直接かつ現実に発生した損害以外の損害(使用機会の逸失、その他の一切の間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含みますが、これらには限定されません)については、いかなる責任も負いません。
- (3) 契約者がサービス用設備に蓄積した、又は契約者が第三者に蓄積することを承認したデータ等は、契約者の責任によって管理されるものとします。
- (4) サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者又は第三者に損害を与え、又は契約者と第三者との間に紛争が生じた場合、その損害の賠償、紛争の解決等に関して、弊社は、いかなる義務も負いません。当該損害の賠償及び紛争の解決は、契約者が、その単独の責任と費用負担のもとで行うものとします。契約者は、弊社が当該損害又は紛争に関して、一切の損失、損害、責任及び費用(訴訟費用及び弁護士費用を含みます)を負担しないようにしなければなりません。
- (5) 「25. 責任の制限(1)及び(2)」に基づく弊社の責任は、下記の各号の要件が全て満たされていることを条件とします。
 - ① 契約者が、サービスの不具合の詳細を速やかに弊社に通知すること。
 - ② 契約者が、弊社の要求に従い、不具合に関する追加の情報を提供し、その他合理的な協力を行うこと。

「雑則」

26. 機密保持

弊社は、本約款に基づく契約者すべての情報の機密を保持し、第三者に漏洩してはならないものとします。

27. 特約との関係

弊社と契約者の間に、特約としての規定がある場合は、当該規定の内容が本約款の各条項に優先して適用されるものとします。

28. 協議事項

本約款に定めのない事項及び解釈について疑義を生じた事項については、その都度弊社および契約者協議の上、これを決定します。

29. 管轄裁判所

本約款に関する訴訟については、名古屋地方裁判所をもって合意上の第一審管轄裁判所とします。

30. 準拠法

本約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国が定める法律、法令、政令が適用されるものとします。

以上

2012年12月1日